

国際交流・協力・多文化共生活動支援助成金審査会運営要領

(平成 23 年 6 月 17 日理事長決裁)

(趣旨)

第 1 この要領は、国際交流・協力・多文化共生活動支援助成規程（平成 23 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。）第 9 条に定める国際交流・協力・多文化共生活動支援助成金審査会（以下「審査会」という。）に関し、規程第 19 条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(審査会の目的)

第 2 審査会は、毎年度、団体等から助成金交付申請書の提出のあった事業について、助成金の対象としての可否を審査するために開催する。

(審査会の構成等)

第 3 審査会は、規程第 10 条に定めるとおり国際交流・協力・多文化共生について識見を有する行政機関関係者、賛助会員及び学識経験者の中から理事長が委嘱する 3 人の委員をもって構成する。

2 審査会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3 審査会の議長は、審査会の座長が務める。

(審査会の開催)

第 4 審査会は、毎年度 2 回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(審査の方法等)

第 5 審査の方法は、助成金交付申請書その他の書類による書類審査とする。

2 審査は、規程第 3 条（助成の対象事業）及び第 4 条（助成の対象経費）の規定のほか、事業の公益性（公共性）、事業の必要性（有効性）、事業の発展可能性（将来性）、費用の妥当性（経済性）、その他（特殊要因）の視点を踏まえて、総合的に評価を行う。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。